協議第５６号

特別職報酬等検討委員会の設置について

特別職の報酬の調整方法について、次のとおり提案する。

平成１６年7月２９日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会
会　長　　中　村　　功　一

記

特別職の報酬の調整方法については、別紙のとおりとする。

特別職の報酬について

＜対象特別職＞

〇常勤特別職（三役及び教育長含む）

〇議会議員及び行政委員会特別職

＜検討・決定方法＞

（１）検討

・合併協議会に附属機関を設け、審議する。

・協議会では、附属機関の報告を受けて、これについて承認する。

（２）決定

協議会で承認された内容に基づき、首長の協議により決定する。

＜附属機関の設置＞

①名称

新市特別職報酬等検討委員会

②構成及び選出方法

・協議会委員５名（各市町選出の委員１名ずつ。但し、議会選出委員を除く）

・識見を有する者５名（各市町から１名ずつ選出）

・前述以外の識見を有する者若干名

③設置規程

別紙のとおり

④開催

８月下旬～１０月中旬

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会
特別職報酬等検討委員会規程

（趣旨）

第１条 この規程は、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会規約（以下「規約」という。）第１５条第２項の規定に基づき、八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町の合併により設置する東近江市（以下「東近江市」という。）の特別職の報酬等について検討するため、特別職報酬等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　委員会は、東近江市における別表の特別職の報酬等の額を検討するものとする。

（委員）

第３条　委員会の委員は、次号に掲げる者をもって組織し、協議会の会長が委嘱する。

（１）八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員　５名

（２）八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町から推薦する者　５名

（３）会長が必要と認める識見を有する者　若干名

（組織）

第４条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選による。

（委員長及び副委員長の職務）

第５条　委員長は、委員会を代表し、会を総理する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　委員長は、会議の議長となる。

（関係者等の出席）

第７条　委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

（報告）

第８条　委員長は、委員会における検討の経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

（庶務）
第９条　委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

（補則）
第１０条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付　則
この規程は、平成１６年7月２９日から施行する。

別　表

区　　分	検　討　内　容
議会議員	報酬額及び政務調査費の額
市長	給料
助役	給料
収入役	給料
教育委員会教育長	給料
教育委員会委員	報酬額
選挙管理委員会	報酬額
公平委員会	報酬額
監査委員	報酬額
固定資産評価審査委員会委員	報酬額
農業委員会委員	報酬額